

甲州市塩山駅前北口広場及び塩山駅前南口広場管理要綱

令和5年6月1日

告示第110号

(目的)

第1条 この要綱は、塩山駅前北口広場及び塩山駅前南口広場（以下「駅前広場」という。）の適正な管理を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 塩山駅前北口広場 甲州市が所有し塩山駅南北自由通路線及び県道塩山停車場大菩薩嶺線に接する一帯の土地（甲州市塩山上於曾 1649 番地 1、1649 番地 2 及び 1643 番地 7）及び付帯施設をいう。
- (2) 塩山駅前南口広場 甲州市と東日本旅客鉄道株式会社八王子支社との間で交わされた「塩山駅南口広場造成に関わる協定書(昭和 60 年協定)」に基づく塩山駅前南口広場の土地及び付帯施設をいう。

(使用の承認)

第3条 駅前広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、当該行為をしようとする日からおおむね 14 日前の日までに市長に塩山駅前北口広場・塩山駅前南口広場使用承認申請書（様式第 1 号）を提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 物品等の販売、募金その他これに類する行為をすること。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 業として、写真又は映画を撮影すること。
- (4) 展示会その他これらに類する催しを行うこと。
- (5) その他前各号に類する行為で市長が承認を受けることが必要であると認めること。

2 前項の規定により申請書の提出があったときは、市長はその内容を審査し、適当と認めるときは、塩山駅前北口広場・塩山駅前南口広場使用承認通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(継続使用の承認)

第4条 前条第2項の規定により承認された使用期間終了後も引き続き同じ内容により駅前広場を使用しようとする者は、当該使用期間終了日からおおむね14日前の日までに市長に塩山駅前北口広場・塩山駅前南口広場継続使用承認申請書(様式第3号)を提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定により申請書の提出があったときは、市長はその内容を審査し、適当と認めるときは、塩山駅前北口広場・塩山駅前南口広場継続使用承認通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(行為の制限)

第5条 駅前広場において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号及び第2号の行為については、第3条第1項に掲げる行為に附随し、公共的又は公益的な活動に寄与するものとして、あらかじめ市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 露天商、行商その他これらに類する行為をすること。
- (2) 貼紙等広告表示行為をすること。
- (3) 政治活動、宗教活動その他これらに類する行為をすること。
- (4) 施設及び付属物を損傷し、又は汚損するおそれのある行為をすること。
- (5) ゴミ、土石、汚物等を捨てる行為をすること。
- (6) 歩行者又は車両の通行の妨害となる行為をすること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、駅前広場の保全又は利用に支障を及ぼす行為をすること。

(使用の承認の取り消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用の承認を取り消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。

- (2) 使用の承認に付した条件又は指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、使用の承認を受けたとき。
- (4) 駅前広場の工事等のため、やむを得ない事情が生じたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理又は利用上やむを得ない公益上の理由で市長が必要があると認めるとき。

(取り消しの通知)

第7条 市長は、前条の規定により使用の承認を取り消し、又は使用を停止させるときは、塩山駅前北口広場・塩山駅前南口広場使用承認取消（停止）通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(損害賠償)

第8条 駅前広場の施設又は設備を損傷し、又は滅失したものは、市長の指示するところにより、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(業務の委託)

第9条 市長は、駅前広場の健全な管理を行うため、塩山駅前広場運営協議会規約（昭和62年制定）に基づき次の業務を塩山駅前広場運営協議会に行わせる。

- (1) 駅前広場の保守管理業務に関すること。
- (2) 駅前広場の維持に関すること。
- (3) 駅前広場の運用に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駅前広場の管理上必要と認められる業務

2 市長は、前項の業務にかかる費用の一部について、予算の範囲内において負担するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、駅前広場の管理等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和5年6月1日告示第110号）

この告示は、令和5年6月1日から施行する。

（宛先）甲州市長

住所
申請者
氏名
（法人の場合は名称、所在地、代表者）

担当者
電話

塩山駅前北口広場及び塩山駅前南口広場使用承認申請書

このことについて、次のとおり「塩山駅前北口広場」・「塩山駅前南口広場」の使用を申請します。（どちらかを○で囲む）

なお、本件申請に伴い使用をする施設及び公共物等に損害を与えた場合は、当方で原状回復いたします。

使用場所 （略図等で明示）	塩山駅前北口広場・塩山駅前南口広場 （ ）
使用目的	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日 分 使用時間帯 午前・午後 時 分～ 時 分
使用の実施計画概要 （略図等で明示）	
参加者等の人数	
使用機材等の数量	
安全（警備）対策等 （略図等で明示）	
周辺関係者等との 事前協議調整の状況	
備考	

※ 記入欄に書ききれない場合は、必要により別添にて用紙を加えてください。

様

甲州市長



塩山駅前北口広場及び塩山駅前南口広場使用承認通知書

年 月 日付で申請のあったこのことについて、次のとおり条件を付して 承認します。

使 用 場 所	塩山駅前北口広場・塩山駅前南口広場 ()
使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日 使用時間帯 午前・午後 時 分～ 時 分
使 用 条 件	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用中は、関係法令等を遵守し、交通安全に努めること。 2 駅前広場利用者の安全確保をし、通行の妨げにならないよう努めること。 3 使用開始に先立ち、周辺関係者等と協議調整を十分実施すること。 4 使用に関し、承認内容と相違してはならない。 5 使用期間、目的、内容及び条件を守らないときは承認を取り消すことがある。 6 この使用に起因して事故、争議等が発生したときは、速やかに管理者に通報し、申請者の責任においてこれを解決し、これによって発生した被害等については、申請者が原状回復しなければならない。 7 使用権限を市長の許可なく他人に転貸等又は私権設定の目的に供してはならない。
備 考	

（宛先）甲州市長

住所
申請者
氏名
（法人の場合は名称、所在地、代表者）

担当者
電話

塩山駅前北口広場及び塩山駅前南口広場継続使用承認申請書

年 月 日付け甲州建第 号で承認を受けた施設について、次のとおり「塩山駅前北口広場」・「塩山駅前南口広場」の継続使用を申請します。（どちらかを○で囲む）

継続使用場所	塩山駅前北口広場・塩山駅前南口広場 ()
継続使用目的	
継続使用期間	年 月 日～ 年 月 日 使用時間帯 午前・午後 時 分～ 時 分
継続使用理由	
備考	

記入欄に書ききれない場合は、必要により別添にて用紙を加えてください。

様

甲州市長



塩山駅前北口広場及び塩山駅前南口広場継続使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、次のとおり条件を付して承認します。

継続使用場所	塩山駅前北口広場・塩山駅前南口広場 ()
継続使用目的	
継続使用期間	年 月 日～ 年 月 日 使用時間帯 午前・午後 時 分～ 時 分
継続使用理由	
使用条件	<ol style="list-style-type: none">1 使用中は、関係法令等を遵守し、交通安全に努めること。2 駅前広場利用者の安全確保をし、通行の妨げにならないよう努めること。3 使用開始に先立ち、周辺関係者等と協議調整を十分実施すること。4 使用に関し、承認内容と相違してはならない。5 使用期間、目的、内容及び条件を守らないときは承認を取り消すことがある。6 この使用に起因して事故、争議等が発生したときは、速やかに管理者に通報し、申請者の責任においてこれを解決し、これによって発生した被害等については、申請者が原状回復しなければならない。7 使用権限を市長の許可なく他人に転貸等又は私権設定の目的に供してはならない。
備考	

様

甲州市長



塩山駅前北口広場及び塩山駅前南口広場使用承認取消（停止）通知書

年 月 日付け甲州建第 号で承認した使用について、次のとおり承認を取り消す（停止する）ので通知します。

使 用 場 所	塩山駅前北口広場・塩山駅前南口広場 ()
使 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日 使用時間帯 午前・午後 時 分～ 日 時 分
取 り 消 し 期 日	年 月 日～ 年 月 日 使用時間帯 午前・午後 時 分～ 日 時 分
取 り 消 し 理 由	
備 考	